

## 年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社                      と株式会社                      労働組合とは、就業規則第 条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（年次有給休暇の計画的付与）

当社の従業員が保有する平成 年度の年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、5日を超える部分については5日を限度として計画的に付与するものとする。

- 2 年休の計画的付与の期間は、 月 日から 月 日までとする。
- 3 従業員は 月 日までに、所属長に対し、期間中において年休の取得を希望する日を申し出るものとする。
- 4 各所属長は、所属従業員の年休取得希望日が特定の日に集中し、業務の正常な運営に支障を与えるおそれがあると認められた場合には、従業員に対して希望日の変更を求めることができる。各所属長は、希望日の変更を求める場合は 月 日までに従業員にその旨を通知するものとする。
- 5 本年度の年休の日数から5日を控除した日数が5日に満たない従業員に対しては、その不足する日数の限度で、第2項の期間中に特別有給休暇を与える。
- 6 各所属長は、所属従業員の年次有給休暇表を作成し、従業員に提示するものとする。

### 第2条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

- 長期欠勤、退職および休業中の者
- 産前産後休暇中の者
- 育児休業・介護休業中の者
- パートタイマーおよびアルバイト
- その他対象外とすることが適当と認められる者

平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役社長

株式会社  
執行委員長

労働組合

印

印